

令和 2 年10月 27 日

保護者各位

岡山県立笠岡高等学校  
校長 山崎 淑加

## 治癒証明書について(変更とお願い)

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

さて、現在本校では、お子様がインフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)に罹患し、出席停止となられました場合、再登校にあたっては、原則として医師が作成する治癒証明書を学校へ提出していただいております。

このたび、インフルエンザの治癒証明書取得のための医療機関再受診による他の感染症罹患リスク及び保護者の方の負担を考慮し、治癒証明書につきましては次のとおりに変更させていただきますので、ご確認及びご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 インフルエンザに罹患し、治癒後再登校する場合

医師による治癒証明書の提出は不要。

出席停止期間の基準を満たした後に、再登校する際には「インフルエンザ罹患報告書」(様式2)を保護者が作成し学校へ提出すること。

\*発症時からの検温の記録が必要です。

#### 2 インフルエンザ以外の出席停止に該当する感染症に罹患し、治癒後再登校する場合

(従来どおり)医師による治癒証明書(様式1)を学校に提出すること。

\*様式1については、医師の記入による治癒証明であればこの様式に限りません。

※ 様式1、様式2につきましては、学校で受け取るか、学校 HP からダウンロードしてください。

※ 出席停止期間の基準を満たしていても、体調が回復しない場合は無理をせず、医師の指示に従ってください。